## 経済的な理由で、今はどうしても国民年金保険料が納められない・・ 国民年金保険料には「免除制度」があります

保険料を納めるのが困難なときは、申請して承認されると保険料の納付が免除される「免除制度」 があります。保険料が免除される額は下記の4区分となります。



全額免除					
3/4免除			1/4納付		
半額免除		半額納付			
1/4免除	3/4納付				
全額納付					

(納付なし)

(保険月額: 4,090円)

(保険月額: 8, 170円)

(保険月額:12,260円)

(保険月額:16,340円)

※どの免除に該当するかは、前年所得により基準が定められています。

免除は、被保険者・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が基準額を下回る場合に承認されます。

## ■所得基準額の目安(概算)

世帯員数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯→夫婦・子2人 (子は16歳未満)	162万円程度	230万円程度	282万円程度	335万円程度
2人世帯→夫婦	92万円程度	142万円程度	195万円程度	247万円程度
単身世帯	57万円程度	93万円程度	141万円程度	189万円程度

※この額はあくまでも目安であり、世帯状況や各種控除等により基準が異なります。

ご注意! 減額された保険料を納めないままでいると、その期間は「未納期」として扱われ、老齢基 礎年金の受給資格を得る期間に含まれません。

●その他に、退職(失業)による特例免除があります。

保険料納付を忘れずに・・・・納めて安心国民年金

問い合わせは、

What's

WASSAMU

日本年金機構旭川年金事務所 (TEL0166-72-5002) または住民課お客さま窓口係 (TEL32-2500) まで

## 広 報 わっさむ

発行/和寒町 編集/総務課情報管理係 印刷/文義堂印刷·出版some 〒098-0192 北海道上川郡和寒町字西町120番地

電 話 0165-32-2421 (代表) FAX 0165-32-4238

ホームページ http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/

